

商 品 名 (愛 称)	相続専用定期預金 「かぐらプラチナム」							
販 売 対 象	・金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)で相続により取得した資金を取得後 1 年以内にお預けいただける個人または個人事業主のお客さま							
預 金 種 類	スーパー定期、大口定期							
預 入 期 間	1年・3年・5年 (満期後は、店頭表示金利で自動継続となります。)							
預 入	・一括預入 ・100円以上 相続により受領した金額の範囲内となります。 ・1円単位 ・相続により取得した資金が対象となります。							
(1) 預 入 方 法								
(2) 預 入 金 額								
(3) 預 入 単 位								
(4) 預 入 資 金								
払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。							
利 息	<table><tr><th>お預入期間</th><th>適用金利 (年利)</th></tr><tr><td>1 年</td><td>店頭表示金利+0.70%</td></tr><tr><td>3 年・5 年</td><td>店頭表示金利+0.80%</td></tr></table> 上乗せ金利は当初預入期間のみの適用となります。初回満期継続後の適用金利は継続日当日の店頭表示金利が適用されます。		お預入期間	適用金利 (年利)	1 年	店頭表示金利+0.70%	3 年・5 年	店頭表示金利+0.80%
お預入期間			適用金利 (年利)					
1 年			店頭表示金利+0.70%					
3 年・5 年			店頭表示金利+0.80%					
(1) 適 用 金 利								
(2) 利 払 方 法								
(3) 計 算 方 法	スーパー定期、大口定期の計算方法を適用します。							
税 金	・平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)							
手 数 料	—							
付 加 で き る 特 約 事 項	・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。							
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・満期日前に解約する場合は当金庫所定の税率とします。							
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・金利は窓口へご照会ください。							
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・他の上乗せ金利との併用はできません。 ・対象期間中であれば、お一人様で複数口のお預け入れが可能です。							
必 要 書 類	1. 本人確認書類(マイナンバーカード等) 2. お届け印 当金庫以外の金融機関等で相続手続きをされたお客さまは次の3～5の項目の確認できる書類が必要です。 3. お預入いただくお客さまが相続人であることが確認できる書類 (例)遺産分割協議書の写し 遺言書(公正証書遺言または自筆証言証書で検査済みのもの)の写し							

商 品 名 (愛 称)	相続専用定期預金 「かぐらプラチナム」
	法定相続情報一覧図の写し 戸籍謄本の写し 4. 相続の手続き完了日から 1 年以内であることが分かる書類 (例)被相続人名義の解約済み通帳と計算書等の写し 5. 相続により受け取った預金等であることが分かる書類 (例)遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検査済みのもの)の写し 遺産分割協議書の写し 相続預金の振込みがあった通帳
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：0855-22-1851)にお申し出ください。 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話 03-3517-5825)にお申し出ください。

日本海信用金庫